

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年九月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

<p>秩父児玉線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市寺尾字土橋一三三五番三地先から同市寺尾字土橋一三一四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年九月十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和二年九月十一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一五六・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>